

第5節 新城市若者議会

(愛知県新城市)

幸田雅治 (神奈川大学法学部 教授)

調査日：2023年10月31日(火) 13時半～ オンライン

調査先：新城市市民協働部市民自治推進課 川合正敏氏、加瀬川雄貴氏

調査者：幸田雅治、深沢裕治 (自治研修協会総務部長)

1. 新城市の概要

新城市(しんしろし)は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって2005年10月に誕生。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接している。愛知県内では2番目の広さとなる499.23平方キロメートルを有し、市域の



84パーセントは、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源地の役割を果たしている。

また、三河の嵐山とも呼ばれる桜淵公園や、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定区域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在している。

1300年の歴史を誇る湯谷温泉、里芋・お茶・梅・高原野菜など風土を活かして産出される特産品、素人歌舞伎・田楽をはじめとする数々の伝承芸能など魅力溢れる地域である。

<新城市の基礎データ>

面積 499.23 km²

2020 (令和2) 年国勢調査人口 44,355 人

2021 (令和3) 年度決算 (普通会計) 歳出総額 25,166 百万円

2021 (令和3) 年度財政力指数 0.55

(市HP等による)

2. 若者議会の経緯

(1) 「新城ユースの会」の誕生

新城市では1998年から世界中の新しい城(Newcastle)という意味をもつ都市と交流しており、2012年からは、少子高齢化や若者流出、働く場の確保など共通する課題について意見交換するニューキャッスルアライアンスの若者の部に参加している。2012年に初めてニューキャッスルアライアンスに参加した若

者（大学生・社会人 4 名）は、同年代の若者が自分のまちを真剣に考え語り合う姿に圧倒され、自分達は自身の考えも自分のまちの紹介もままならず、悔しさを残して日本に帰ってきた。

悔しさの残る若者達は、帰国後、これからどうしたいか、どうなりたいか話し合った。アライアンス参加国の多くは、若者議会なるものが存在し、若者が自分達のまちについて自ら考え行動していくことが日常的に行われていることに着目し、新城市にもつくることにした。こうして誕生したのが「新城ユースの会（2012 年 10 月）」である。

（2）市民まちづくり集会の企画運営

2013 年 4 月、新城ユースの会のメンバーのもとに第 1 回市民まちづくり集会の実行委員募集の知らせが入った。市民まちづくり集会は、新城市自治基本条例第 15 条に基づき実施される会議で、市民と議会及び行政が力をあわせ、よりよい地域創造を目指すため、意見を交換する場である。この会議の趣旨が、新城ユースの会の設立趣旨と合致することから企画運営に携わることとを決めた。

市民まちづくり集会は 2 部構成であり、新城ユースの会は第 2 部の「新城の未来を語る」の企画運営を任された。LINE 機能を使いリアルタイムで参加者達の意見を会場全体に共有するなど大きな反響を得た。

（3）市長マニフェスト

当時、新城市長選挙に立候補予定であった前新城市長穂積亮次氏が新城ユースの会に関わった市民まちづくり集会に参加していた。穂積氏は、新城ユースの会の活躍を目の当たりにし、若者の可能性を感じ、2013 年 11 月の市長選挙において、マニフェストで若者政策市民会議を創設し、若者が活躍するまちをめざす総合的政策の策定を掲げた。

（4）若者政策ワーキング発足

2014 年 5 月に若者政策を進めるため、準備組織として若者政策ワーキングが発足された。メンバーは、新城市に住む若者 19 名（高校生 2 名、大学生 7 名、会社員 1 名、地域おこし協力隊 4 名、市職員 5 名）で、外部団体との意見交換、市内のフィールドワーク、先進地視察などを通して、若者議会の検討や若者総合政策の作成などを行った。

（5）若者条例・若者議会条例の制定

若者政策ワーキング発足とほぼ同時期の 2014 年 6 月に、市長は、新城市自治基本条例第 24 条に基づく市民自治会議へ若者総合政策について及び若者議会に

ついて諮問した。マニフェストに掲げた若者政策市民会議を市民自治会議に若者委員枠を追加し機能を拡充する形で実行した。

約半年間、若者政策ワーキングでの検討状況を市民自治会議に報告、議論を重ね、2014年11月に市長へ若者条例と若者議会条例の制定について答申を行い、同年12月市議会へ上程し、議決された。

3. 若者議会の目的

若者議会は、2015年4月1日施行の新城市若者条例及び新城市若者議会条例に基づく市長の附属機関として位置付けられている。若者条例第1条(目的)では、「若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することを目的とする。」と規定し、若者条例第10条(若者議会)では、「市長は、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議させるため、新城市若者議会を設置する。」と規定し、若者議会は、市長の諮問機関となっている。

若者総合政策は、第8条で、次のように定義されている。

(若者総合政策)

第8条 市長は、若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(「若者総合政策」)を定めなければならない。

2 若者総合政策は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 若者が活躍するまちの形成の推進に関する基本的な方針
- (2) 市が実施する施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者が活躍するまちの形成を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市では、若者総合政策について、より分かり易く、「市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを実現するために、若者の思いや意見をカタチにし、「若者が活躍できるまち」にするための政策」と説明している。

これらの規定に基づき、新城市若者議会条例が制定され、若者議会に関する主要事項が定められている。主な内容は、次のとおりである。

(所掌事務)

第2条 若者議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、若者総合政策の推進に関すること。

(組織)

第3条 若者議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内に在住、在学又は在勤する若者であつて、おおむね16歳からおおむね29歳までのもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

以上から分かるように、若者議会は、市が若者総合政策を実施していくにあたり、その実効性を担保していくため、若者の参加の仕組みとして、市長の諮問に応じて若者政策について話し合い、政策を立案し、市長に答申する仕組みを構築し、若者が活躍するまちを目指すものと言える。

委員の報酬は、3,000円/回で、委員の資格は、市内在住・在学・在勤いずれかおおむね16歳から29歳までとされている。

4. 若者議会の開催状況

2015年に第1期の若者議会在が設置されたが、現在に至るまで、9期で約300名が参加している。若者は20名が定員となっているが、応募が20名を超えることもあり、その場合は、書類審査(若者総合政策にある4つのテーマを踏まえた応募用紙を提出)する。市外委員は5名(定員)、メンターとして、若者議会のOB、OGを中心とした10名(定員)と若手職員が加わる。3つぐらいのテーマごとに委員会を作って議論する。会議回数(1人につき)は、全体会議が15回、チーム分科会が約20回となっている。

若者議会の1期から9期までの委員構成は、次の表のとおりである。

○ 若者議会 委員構成（年齢、職業）

各年度 4 月 1 日

年齢(歳)	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
15	1	4	3	3	6	2	6	1	3
16	4	5	10	8	3	7	1	16	1
17	5	2	2	1	2	3	5	1	7
18		3	3	1	1				1
19		1	1		2	1		1	1
20	2	1	1	1	1	1		1	
21	3	1			3		1		1
22	2					1	1		
23				1	1	1			
24	1								
25		1		2	1		1		
26		1		1					1
27	1						1		
28									
29		1		2					
30	1								
計	20	20	20	20	20	16	16	20	15
平均年齢	19.6	18.4	16.6	19.3	18.0	17.3	17.9	16.4	17.6
高校生	10	12	15	12	12	12	12	18	11
短大・ 専門学生	1		1	1					
大学生	4	4	4	1	5		1	2	2
社会人	5	4		6	3	4	3		2

若者の予算提案権は 1,000 万円である。運営費（交通費、若者議会の放送、HP 運営委託費など）に関しては、約 700 万円（2022 年度）措置している。

若者議会は、毎年 11 月に答申し、市議会の 3 月定例会で承認されれば予算化される。第 8 期までの提案については、今のところすべて予算化されている。2 月には、議員と若者議会で意見交換を行っている。



予算化された具体的事例としては、次のようなものが予算化されている。

- ・ ふるさと情報館リノベーション事業（あらゆる世代の利用率を向上させるため、若者の目線でふるさと情報館の空間及び形態のリノベーションを図る。）
- ・ 若者アウトドア観光事業（市内外に新城のイトコを発信し、新しい楽しみ方を提案することで、若者や市民がその魅力を発見・体感できる事業）
- ・ C&H マッチング事業（高校生に新城市の企業情報を若者目線で届けることで、新城市が就職候補の1つとなり、市内の若者増加・活性化につなげる事業）
- ・ ぶかつなぎ事業（地域で活動する団体と市民を、幅広く捉えた趣味という枠組みによって繋げ、市民同士が交流し合えるよう、地域で活動する団体を知るきっかけとなるサイトを作成する事業）

5. 若者議会の課題

市によれば、若者議会での議論は大変活発で、マックスで延べ 160 回も開催したことがあったとのことである。予算の中には調査費も計上しており、議論へのサポートも行われている。

若者自身が時間をかけて政策提案を行い、それが実際に予算化されており、目的である「若者政策の立案」の成果が大いに上がっていると評価することができる。参加した若者の政策参加の実感が得られていると考える。

課題としては、第 1 に、若者議会の継続性が大事である。市によれば、運営に OB、OG がいかに関われるかが重要とのことだった。2 つの条例が根拠となつて、この取り組みへの市役所及び市議会からのバックアップがしっかりしていることが、継続性を支えていると思われる。

第 2 に、参加者以外の若者へ成果を如何に浸透させるかが課題であるが、市では十分には浸透していないと言っていた。政策実現の成果を市民全般に広報することや高校へのフィードバックなどを行うことで、高校生自身への浸透を図っていくこともできるのではないかとと思われる。

この 2 点は、どのように解決していくかは大変難しい課題であると思うが、今後の充実発展を期待したい。なお、上記以外に、参加者アンケートでは、「参加者間の交流の時間がほしい」という意見があったとのことだったが、これは、何らかの形でそのような時間を確保することはそれほど難しくはないと感じた。今後の取り組みで実現してほしいと思う。